

消 防 危 第 65 号
令 和 8 年 4 月 3 日

各都道府県消防防災主管部長 }
各 消 防 本 部 消 防 長 } 殿
非常備町村消防防災主管部局長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

危険物の規制に関する規則の一部改正に伴う航空機給油取扱所の運用について

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 60 号。以下「改正省令」という。）の公布について、令和 8 年 4 月 3 日付け消防危第 56 号にて通知したところ です。

このたび、改正省令による改正後の危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「規則」という。）における航空機給油取扱所の運用について、下記のとおり留意事項をまとめましたので通知します。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の基準に基づく助言であることを申し添えます。

記

1 航空機給油取扱所の基準の特例に関する事項

- (1) 規則第 26 条第 3 項第 1 号の 2 イに規定する「氷結防止剤等」とは、氷結防止剤のほか、腐食防止剤や潤滑性向上剤等の航空機の燃料に添加するものをいうこと。
- (2) 規則第 26 条第 3 項第 7 号ニに規定する「転倒を防止するための適当な措置」とは、例えば、次のア又はイのような措置が考えられること。
 - ア 添加装置をアンカー等で固定できること。
 - イ 添加措置に車輪等がある場合は、ブレーキ等でロックできること。
- (3) 規則第 26 条第 4 項第 2 号に規定する「泡を放射することができる装置を備えた消防ポンプ自動車」とは、化学消防自動車又は動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和 61 年自治省令第 24 号）別表に掲げるポンプの級別のうち、A-1 級又は A-2 級のポンプを有する消防ポンプ自動車とし、防護対象物となる航空機を有効に消火するための泡を放射することができる資機材（薬剤、ノズル、混合装置等）を備えたものであること。

2 航空機給油取扱所における取扱いの基準に関する事項

- (1) 規則第 40 条の 3 の 7 第 2 項に規定する「航空機の前動機を停止させないで行う給油に係る業務について専門的知識及び技能を有する者」とは、当該業務の遂行に必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練（学科教育や実技教育等）を修了し、訓練や検定等によりその知識及び技能を維持している者等が考えられること。
- (2) 専門員は、規則第 40 条の 3 の 7 第 3 項第 3 号イからニまでに掲げる区分ごとに、それぞれ原則として 1 名以上（泡を放射することができる装置を備えた消防ポンプ自動車を取り扱う防火要員にあつては 2 名以上）配置すること。ただし、同号の規定により行うこととされた業務を支障なく遂行できる場合には、給油要員が第四種の消火設備を取り扱う防火要員を兼務して差し支えないこと。
- (3) 規則第 40 条の 3 の 7 第 3 項第 4 号イに規定する「必要な措置」とは、風向きを考慮して航空機を配置する等の措置が考えられること。

3 航空機給油取扱所の予防規程に関する事項

規則第 60 条の 2 第 1 項第 8 号の 5 の 2 に規定する「給油に係る業務を実施するための手順その他保安のための措置」の内容について、次の事項を記載すること。

- (1) 2(1)の教育訓練の内容
- (2) 航空機の前動機を停止させないで行う給油に係る業務の手順
- (3) 実施可能とされた航空機の機種及び当該機種に応じた安全対策
- (4) 事故等が発生した際の手順及び体制

4 その他

給油に係る業務を実施するための手順その他保安のための措置の内容に係る適否の判断に当たっては、必要に応じて第三者機関の評価を活用して差し支えないこと。

(問い合わせ先)
消防庁危険物保安室
担当：羽田野、山田、中山、藤ヶ崎
TEL：03-5253-7524
E-mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp